

大阪市告示第912号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 都島屋内プール 水泳場	令和7年7月22日（火）	午後3時から 午後7時まで
	令和7年7月28日（月）	午前9時30分から 午前10時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）